

## 指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

長野市は、介護保険法第 77 条第 1 項及び第 115 条の 45 の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり指定居宅サービス事業者等に係る指定を取り消しました。

## 記

## 1 対象事業者

- (1) 法人名称 株式会社介護サポートステーション
- (2) 法人代表者 代表取締役 小根澤 武久
- (3) 法人所在地 長野市三輪九丁目 18 番 16 号

## 2 指定を取り消す事業所

- (1) 事業所の名称 サポートステーションこまち大豆島
- (2) 所在地 長野市大字大豆島 1638 番地 1
- (3) サービスの種類 指定通所介護事業  
第一号通所事業

## 3 経緯

- ・平成30年 9 月 25 日に実地指導を実施した。実地指導の結果、人員基準、運営基準、報酬請求書等に関する不備を確認し、改善状況報告書の提出を求めた。
- ・改善状況報告書の提出がなく、改善が見受けられないため、令和 2 年 12 月 11 日に監査を実施した。その結果、勤務しているとされた看護職員 1 名について、既に退職をし、勤務実態がないことが確認され、介護報酬の不正請求が行われていたことを確認した。

## 4 指定取消年月日

令和 3 年 5 月 31 日 午後 4 時 30 分

## 5 処分理由

- (1) 人員基準違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号）
  - ・平成 31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの間、看護職員を単位ごとに配置できていない日が毎月あった。
- (2) 不正請求関係（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号）
  - ・平成 31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの間、個別機能訓練加算 I において、

常勤専従の機能訓練指導員を配置していないにも関わらず請求していた。

- ・平成 31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの間、看護職員の人員基準欠如があるにも関わらず、減算せずに請求していた。

- ・平成 31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの間、サービス提供体制強化加算を人員基準欠如に該当しているにも関わらず請求していた。

(3)虚偽の報告（介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号）

- ・平成 31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの間、実際には勤務していない従業者が勤務したように勤務表、退勤タイムカード、賃金台帳及び源泉徴収票を偽造し、報告した。

(4)虚偽の答弁（介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号）

- ・監査実施時に、従業者の記録について、偽造しているにも関わらず、偽造していないと虚偽の答弁を本市職員に行った。また、看護職員が勤務しているように虚偽の答弁を行った。

(5)法令違反（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号）

- ・第一号通所事業と一体的に運営されている指定通所介護事業において、不正請求、虚偽の報告、虚偽の答弁が認められた。

6 利用者への対応

- ・当該事業所の利用者については、6 月 1 日以降に利用する事業所を調整しております。

（経過）

- ・当該事業者に対して、関係する居宅介護支援事業所等へ連絡し、利用者の別事業所への利用調整依頼をするよう指示。

- ・本市から、関係する居宅介護支援事業所等へ連絡し、新たな事業所を調整していただくように依頼。

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課 担当 宇賀神 電話：026-224-5094 FAX：026-224-5126 e-mail：kourei@city.nagano.lg.jp
--

3 高第 975 号  
令和 3 年 6 月 7 日

洪水による浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内にある  
要配慮者利用施設の施設管理者 様

長野市長 加藤 久雄  
(高齢者活躍支援課介護施設担当)

要配慮者利用施設 避難確保計画における避難情報の変更について（通知）

日頃は、本市福祉行政に対しまして格段なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 20 日に、国において「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行されましたので、貴施設の避難確保計画について下記をご確認いただき、災害時におけるご対応をお願いします。

## 記

### 1 避難情報の変更

これまでの避難勧告が廃止され、避難指示に一本化される等の見直しがされました。よって、既に作成いただいている避難確保計画の避難情報については、以下のとおり読替え等をお願いします。

警戒 レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	緊急安全確保	←	災害発生情報 (災害を確認したときに発令)
～警戒レベル 4 までに必ず避難！～			
4	避難指示	←	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	高齢者等避難	←	避難準備・高齢者等避難開始

※変更の詳細は別紙 1、避難確保計画の該当箇所を修正した例（洪水、土砂）は別紙 2 をご覧ください。

裏面へ

## 2 その他

- ・避難確保計画の市への再届出は不要です。
- ・災害時に対応する施設職員等にも、避難情報の変更についての周知を併せてお願いいたします。

### **避難確保計画 未届けの施設について**

洪水による浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設においては、避難確保計画の届出が義務付けられておりますので、**未届けの施設におかれましては、早急に作成いただき、下記所管課へ提出していただくようお願いいたします。**

計画作成について（長野市 HP）

URL : <https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kikibousai/160704.html>



その他、ご不明な点ございましたら、以下担当までお問合せくださいますようお願いいたします。

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課  
担当：青沼・和田  
電話：224-5094 FAX：224-5126  
Mail：kourei@city.nagano.lg.jp

長野市総務部危機管理防災課  
担当：村山  
電話：224-5006 FAX：224-5109  
Mail：kikibousai@city.nagano.lg.jp

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ  
避難指示で必ず避難ひなんかんこく  
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

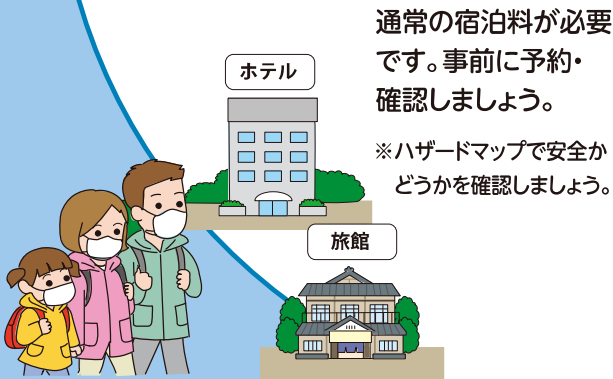
普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認する必要があります。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

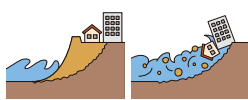


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)

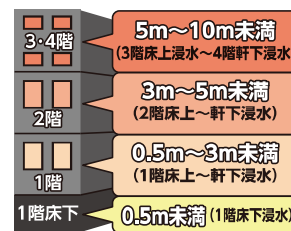


流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



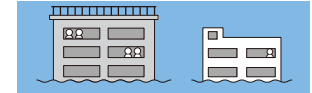
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)  
水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 参考（洪水）

## 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

## 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 ・千曲川（杭瀬下観測所）氾濫注意水位到達（1.60m） ・犀川（小市観測所）氾濫注意水位到達（0.00m） ・ <u>氾濫注意情報発表</u>	注意体制確立	1 洪水予報等の情報収集 2 使用する資器材の準備 3 家族への事前連絡 4 周辺住民への事前協力依頼	1 情報収集伝達要員 2 避難誘導要員 3 情報収集伝達要員 4 情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・〇〇地区に <del>避難準備</del> ・ <del>高齢者等避難開始</del> ・ <del>高齢者等避難（警戒レベル3）</del> の発令 ・千曲川（杭瀬下観測所）避難判断水位到達（4.00m） ・犀川（小市観測所）避難判断水位到達（1.50m） ・ <u>氾濫警戒情報発表</u>	警戒体制確立	1 洪水予報・避難等の情報収集 2 使用する資器材の準備 3 家族及び関係者へ避難開始連絡 4 周辺住民への協力依頼 5 要配慮者の避難誘導開始	1 情報収集伝達要員 2 避難誘導要員 3 情報収集伝達要員 4 情報収集伝達要員 5 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・〇〇地区に <del>避難勧告又は避難指示（緊急）</del> ・ <del>避難指示（警戒レベル4）</del> の発令 ・千曲川（杭瀬下観測所）氾濫危険水位到達（5.00m） ・犀川（小市観測所）氾濫危険水位到達（1.80m） ・ <u>氾濫危険情報発表</u>	非常体制確立	1 施設内全体の避難誘導 2 要配慮者の避難完了 3 家族及び関係者へ避難完了連絡	1 避難誘導要員 2 避難誘導要員 3 情報収集伝達要員

## 参考（土砂）

### 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

#### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応職員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨注意報発表	・気象情報等の情報収集	統括・情報班
警戒体制	大雨警報（土砂災害）発表	・土砂災害等の情報収集	統括・情報班
		・使用する資機材の準備	避難誘導班
		・保護者等への事前連絡（非常体制に移行するおそれがある場合）	統括・情報班
		・周辺住民等への事前協力依頼	統括・情報班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・土砂災害警戒情報発表 ・〇〇地区に <del>避難準備</del> 高齢者等避難開始 <del>高齢者等避難</del> （警戒レベル3）、 <del>避難勧告</del> 避難指示（緊急） <del>避難指示</del> （警戒レベル4）の発令 ・土砂災害の前兆現象を確認した場合	・土砂災害警戒情報の対象地域の情報収集 ・避難誘導 ・周辺住民等への避難協力依頼	避難誘導班 （統括・情報班）



# 介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

## 補足給付の預貯金 要件の見直し

	R3.7月まで	→	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等 ※80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	→	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下 (第3段階①)			単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)			単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

## 食費の負担限度額 の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等 ※80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

### 補足給付の対象ではない方 ※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約770万円）～ 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

令和3年6月

指定居宅介護支援事業所 管理者様

長野市長 加藤 久雄  
(長野市保健所健康課担当)

## 新型コロナウイルスワクチン接種に関する高齢者への声かけについて（依頼）

平素本市の保健福祉行政の推進にご理解、協力いただき感謝申し上げます。

さて、現在、長野市では高齢者の方（65歳以上。令和4年3月31日までに65歳になる方を含む）を対象に、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しており、接種を希望する方に7月末日までに2回の接種を済ませていただくことを目指しております。

これまでのところ、医療機関での個別接種、また、市が用意する会場での集団接種ともに順調に推移しておりますが、これまでの予約状況によると、「接種を受ける方法がわからない、接種を受けるところが見つからない、接種を受けた方がいいかどうか悩んでいる」などの高齢者の方も少なくないのではないかと推測しております。

今回のワクチン接種は、国において優先接種対象者が設定されており、高齢者の次に16歳から64歳までの基礎疾患のある方、高齢者施設等に従事する方、その後、それ以外の方へと接種が進められることになっていることから、接種を希望する高齢者の方には、可能な限り7月末日までに2回の接種を済ませていただくことが望ましく、そのためには1回目の接種を遅くとも7月上旬（2回目の接種は、1回目の接種の3週間後）までに受けていただく必要があります。

つきましては、お近くや業務等で接する高齢者の方がいらっしゃいましたら、「新型コロナウイルスワクチン接種はどうしましたか？ わからないことがあれば、市の方で相談に乗っていただけますよ。」といったお声掛けをしていただき、無理のない範囲で別添チラシをお渡しくださるようご協力をお願いいたします。

なお、ワクチン接種は、義務でもなく、強制するものでもありませんので、その点をご配慮いただければ幸いです。お手数をおかけして申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

## 【お問い合わせ先】

長野市保健所健康課

ワクチン接種対策担当 小林・山腰

〒380-0928 長野市若里六丁目6-1

TEL 026-226-9960 FAX 026-226-9982

E-mail: covid19-vaccine@city.nagano.lg.jp

## ～長野市からのお知らせ～

### 65歳以上の方で

### まだ、新型コロナウイルスワクチン接種を受けていない方へ

現在、長野市では、65歳以上の方（高齢者）（令和4年3月31日までに65歳になる方を含む）を対象に、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しており、接種を希望する方に、7月末日までに2回の接種を済ませていただくことを目指しています。まだ、接種を受けていない方は、早めのワクチン接種を検討してください。

「接種を受ける方法がわからない、接種を受けるところが見つからない、接種を受けた方がいいかどうか悩んでいる」などの場合は、ご家族などにお聞きいただくか、身近な保健センター、または、次のところに気軽にご相談ください。

**長野市ワクチン接種コールセンター：026-225-5670**

（日曜日・祝休日を除く午前8時30分から午後6時まで）

接種を受ける場所は、かかりつけ医などの医療機関と、市が用意する集団接種会場の2種類がありますが、どちらでもかまいませんので、ご都合などに合わせてお選びください。

ご予約される場合は、6月末日をめぐりなるべく早めをお願いします。

接種場所の種類	具体的な接種場所	電話で予約する先
医療機関	「広報ながの」5月号・6月号、	接種を希望する医療機関
集団接種会場	長野市ホームページなどに掲載	上記のコールセンター

## 「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」のお知らせ

長野市保健所健康課

平素、本市の保健福祉行政に格別なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

長野市保健所では、疾病構造の変化及び市民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健活動の推進を図り市民への健康の保持増進に寄与するため、保健・医療・福祉関係者研修会を実施しております。

つきましては、「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」を下記のとおり開催いたしますので、御出席ください。

## 記

- 1 日 時 令和3年7月2日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 オンライン会議システム（ZOOM）でのライブ配信
- 3 内 容
  - （1）情報提供 「長野市の難病対策と個別支援計画について」  
担当 長野市保健所健康課 難病精神保健担当 保健師
  - （2）情報提供 「令和元年東日本台風災害時の要支援者への対応と今後の課題について」  
担当 フィリップスジャパン長野支店 酒井 義雄 氏  
しののい訪問看護ステーション 所長 山岸 美枝子 氏
  - （3）講話 「人工呼吸器使用難病患者の災害時の備えをすすめる災害時個別支援計画  
—自助・共助・公助力を高める各地の取り組みに学ぶ—」  
講師 東京都医学総合研究所  
難病ケア看護プロジェクト 主席研究員 小倉 朗子 氏
- 4 出席者 保健・医療・福祉に従事する関係者
- 5 申し込み 別紙により参加者氏名を6月25日（金）までに長野市保健所健康課へEメール（e-mail：[h-kenkou@city.nagano.lg.jp](mailto:h-kenkou@city.nagano.lg.jp)）またはFAXにてお申込みください。申し込まれた方には、後日ID・パスワードをお送りします。
- 6 その他 研修資料については参加者に事前配布予定です。設備の関係でオンラインでの受講が難しい場合はご相談ください。

連絡先 〒380-0928 長野県長野市若里6丁目6番1号  
長野市保健所健康課  
難病精神保健担当 佐藤 ・ 山崎  
電 話 026-226-9965  
FAX 026-226-9982  
e-mail：[h-kenkou@city.nagano.lg.jp](mailto:h-kenkou@city.nagano.lg.jp)

別紙

長野市保健所健康課  
難病精神保健担当 山崎 行

申込用Eメールアドレス

[h-kenkou@city.nagano.lg.jp](mailto:h-kenkou@city.nagano.lg.jp)

FAX 226-9982 (送信票不要)

令和3年 月 日

7月2日管内保健医療福祉関係者等研修会 出席報告書

施設名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話) \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

※FAXでお送りいただく場合、小文字や数字がわかるようにご記入をお願いいたします。

7月2日(金)の管内研修会に、下記のとおり出席します。

所 属	職 名	氏 名	備考 (保健所で視聴 希望時○をご記入 ください)

6月25日(金)までに、ご報告をお願いします。

\* 申込み後のキャンセルは、担当 (Tel:226-9965) までご連絡をお願いします。

講師への質問がありましたら、お知らせください。

長野県では、新型コロナウイルス感染対策に係る  
福祉施設等相談窓口を開設しています

# ご相談ください 施設の感染予防

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためには、予防の正しい知識が必要です。小さな不安でもご相談下さい。

## 対象者

福祉施設等の職員

※介護保険関連施設、障がい福祉関連施設、児童養護施設等

## 相談内容

- ・職員や利用者の健康管理
- ・ケア時の感染対策
- ・施設の清潔・不潔の区域分け
- ・発熱者が出たら？
- ・感染対策のための環境整備 など

## 相談方法

電話：平日8時30分～17時00分 TEL0263-35-0421  
施設への訪問指導：予約制（下記により申込）

## 施設への 訪問指導の 申込方法

「施設への訪問指導申込書」（裏面）  
に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込み下さい。  
申込書は、長野県看護協会ホームページからもダウンロードできます。

- ※講師の派遣を受けることに、謝金や旅費の負担はありません。
- ※すでに本窓口の講師派遣および訪問を受けている施設は、今年度の講師派遣および訪問の対象外となります。

## 申込み・問い合わせ

TEL 0263-35-0421

公益社団法人長野県看護協会

FAX 0263-34-0311

メール c-zi-kyo@nursen.or.jp

設置者：長野県健康福祉部感染症対策課

## 新型コロナウイルス感染対策に係る福祉施設等相談

※すでに本窓口の講師派遣および訪問を受けている施設は、  
今年度の講師派遣および訪問の対象外となります。

### 施設への訪問指導 申込書

申込日 年 月 日

施設・事業所の名称			
施設・事業所の所在地	〒	住所：	
事業所のサービス(施設)種別	介護保険関連施設・障がい福祉関連施設・その他（ ）		
担当者所属			
担当者氏名（ふりがな）	（ ）		
連絡先	TEL		FAX
	メール		
当日対応・対象職員の 職種・人数	職種：	人数： 人	
訪問指導希望日時	第1希望	月 日（ ）	時 分～ 時 分
	第2希望	月 日（ ）	時 分～ 時 分
	第3希望	月 日（ ）	時 分～ 時 分
希望する項目 (当てはまる項目に○を)	1. 感染対策の基本(標準予防策) 2. 手指衛生・個人防護具着脱(手袋・エプロン・フェイスシールド等) の実技演習 3. 職員や利用者の健康管理 4. ケア時の感染対策 5. 送迎・リハビリ・レクリエーション・作業時の感染対策 6. 発症時の対応 7. 感染対策のための施設内ラウンド(環境整備・消毒方法等)		
希望する内容(具体的に)・ 困っていること・ 相談したいこと			